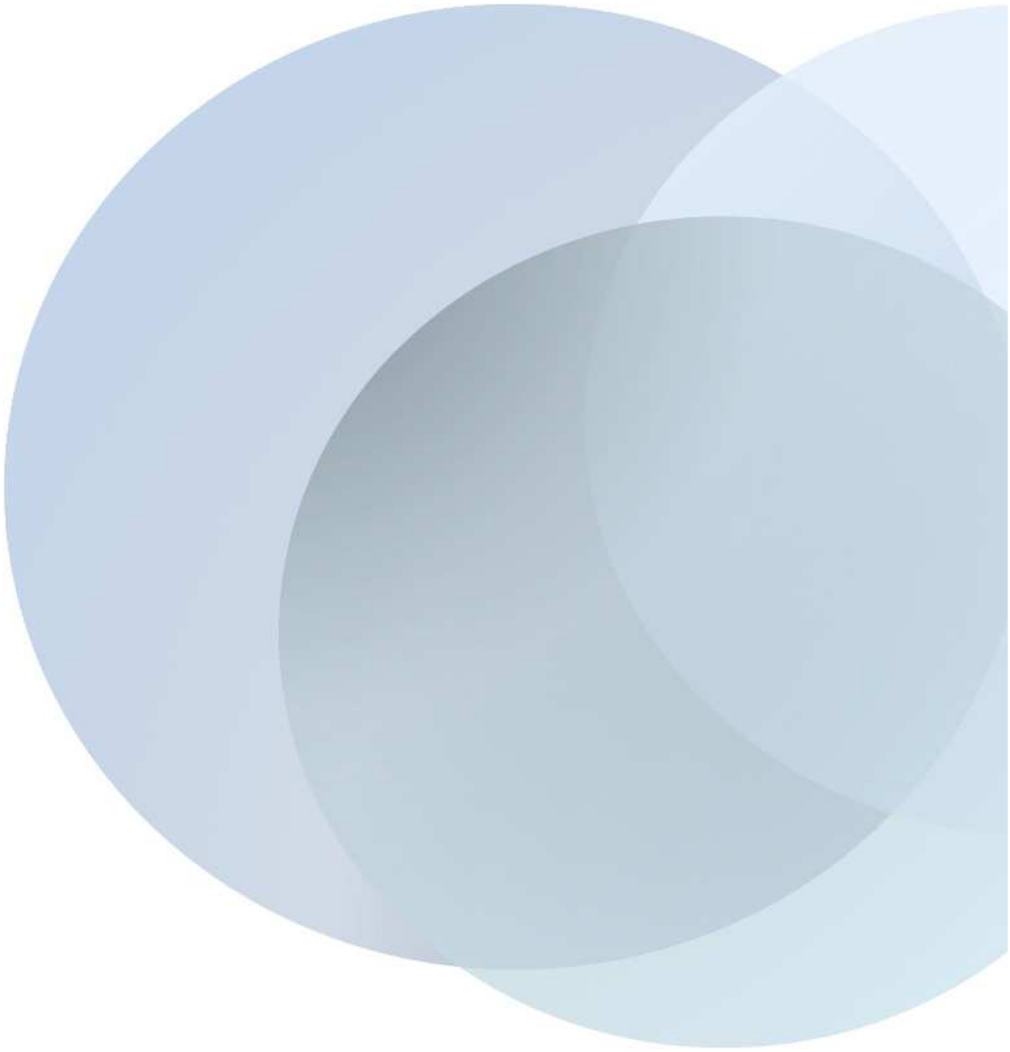
第　4　章

基本方針に基づく主な施策について



第４章　基本方針に基づく主な施策について

第１節　【基本方針１】障がい者の相談・支援体制の充実

（１）荒川区立精神障害者地域生活支援センターの建替えについて

国の基本方針の一つとして精神障がい者の地域移行が示されていますが、長期入院者の地域移行が進んでいない現状があります。地域生活のイメージをもって患者自身が退院に向けた意欲を高めるために、入院中から活用できる地域移行支援や短期入所支援などを活用した体制の構築が求められています。

区内で精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、年々増加傾向にあり、令和7（2025）年度末で3,416人と、令和3（2021）年度の約1.29倍となっています。区においては、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の機能を備えた複数の事業所による「面的」な体制を整備しています。また、その機能を担う事業所を「拠点機能事業所」とし、令和7（2025）年度末で7事業所を区で認定しています。

荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）は、拠点機能事業所として地域の相談、体制づくりを担う事業所として平成15（2003）年1月に開設し、地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）や、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する拠点として活動を行っています。しかしながら当施設の建物は、昭和43（1968）年度に建築されたもので、老朽化が進んでいることから、精神障がい者の増加に対応する拠点機能事業所として、建替えに向けた取組を進めます。

相談支援等の既存の体制を活かしつつ、地域生活で困りごとを抱えている精神障がい者への地域生活定着支援など重層的・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図ります。

（２）該当施策

１－（1）総合的な相談支援体制の充実
１－（2）計画相談支援・障害児相談支援
１－（3）福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進

（３）主な関連事業

事業名	内容
精神障害者地域生活支援センター運営事業	精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者等が地域交流ができ、安心して過ごせる居場所を提供します。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とします。 地域移行支援事業を行い、施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。地域定着支援事業を行い、単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。
障害福祉サービス等相談支援事業	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するにあたり、本人の希望や生活環境等を踏まえ、適切なサービスの利用計画の作成を行います。また、支給決定後は、サービスの利用状況や本人の状況などの確認を定期的に行い、必要に応じて計画の変更を行います。



第２節　【基本方針２】バリアフリーの推進

（１）意思疎通支援の充実について

荒川区では、手話が言語であるとの理解を広げ、障がいの有無にかかわらず相互に認め合う社会の実現を目指し、平成30（2018）年7月に「荒川区手話言語条例」を施行しました。

また、手話の普及・啓発や障がい者と区民との交流を目的としたイベントを定期的に開催しています。

聴覚障がいや音声・言語障がいのある方への窓口支援として、テレビ電話による遠隔手話通訳、筆談、音声認識機能を備えた専用タブレット端末を区役所の障害者福祉課窓口などに設置しています。

また、区では聴覚障がい者及び音声・言語障がい者や団体等に対しては、日常生活の利便性向上及びに社会参加に寄与し、福祉の増進を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話技術等の指導を通じて、手話奉仕活動に従事する人の養成を関係団体と共に行っていきます。またこのような講習会等を通じて聴覚障がいへの意識や理解の向上、生活環境への気づきの醸成に繋がるよう心のバリアフリー化も図ります。

一方で、聴覚障がい者等は外出先でのコミュニケーションや災害時・緊急時における健聴者との意思疎通、駅の無人改札口や無人交番、地域安全センター等での音声対応に苦慮することがあります。このため、障がいの有無にかかわらず、自立した生活や社会参加を促進できるよう関係機関と連携しながら、タブレット端末による遠隔手話等通訳サービスや電話代行サービスを継続して実施するとともに、新たに自身のスマートフォンを利用し、自宅や外出先から場所を問わずオペレーターと手話等を通じてリアルタイムでのコミュニケーションができる電話代行サービスや遠隔手話通訳サービス等を実施することで、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と支援の充実を図り、災害時や緊急時を含め、外出先や窓口など様々な場面において、手話を用いて健聴者と円滑に意思疎通ができる環境を整備していきます。

（２）該当施策

２－(1)意思疎通支援の充実

（３）主な関連事業

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、聴覚障がい者等には手話通訳者や要約筆記者、失語症者にはコミュニケーション支援者の派遣を行っています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。

第３節　【基本方針３】障がい者の住まい・日常生活に対する支援

（１）グループホーム等の居住支援の推進及び運営支援

区では、障がい者の自立した生活を促進するために、居住地や日中活動の場の確保することを目的として、利用者の負担軽減と事業者のグループホームの安定的な運営のための支援策を実施しています。

また、親なき後支援事業などの関連事業を通じて、グループホームの整備に向け、取り組んできました。その結果、区内のグループホーム整備を進めていくことができるようになり、軽度障がい者の居住の場は徐々に確保されてきています。

一方で、重度障がい者の居住の場については、依然として整備が十分に進んでいない状況です。

重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助事業である障がい者グループホーム等整備費事業において、既存補助制度の充実を図るため、民有地での建設や既存施設の改修、株式会社等の民間企業などについても補助対象として拡充しました。併せて、管理事務費や備品等の開設準備経費を補助するグループホーム設置促進事業についても、重度障がい者の受け入れを要件として、株式会社等の民間企業まで対象を拡大するなど、重度障がい者のための居住の場の確保についても、重点的に取り組んでいます。

また、グループホーム整備における課題である建設用地の確保については、公共用地の活用を積極的に検討するなど、障がいの程度にかかわらず、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今後もグループホームの設置を促進していきます。

さらに、グループホーム設置後における事業所の質の向上を図るため、区内の事業者を対象に、グループホーム連絡会を開催し、情報共有や障がいの特性や程度に応じた支援方法の検討を通じた支援技術の向上を図るなど、区内グループホームの全体の質の向上を図っていきます。

（２）該当施策

３－(1)グループホーム等の居住支援の推進

３－(2)グループホームの運営支援



（３）主な関連事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等施設整備事業	重度障がい者のグループホームや生活介護施設の新設及び改修に係る区独自の補助金を創設し、重度障がい者の居住の場の確保を図ります。
親なき後支援事業	障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経営費の一部を補助する等の支援を行っています。

第４節　【基本方針４】障がいのある子どもの健全育成

（１）① 荒川たんぽぽセンターの運営について

障害児通所支援利用者が増加など、障がいのある子どもの福祉サービス需要は増えつつあります。そのため、区内における児童発達支援センターを中心とした障害児通所支援体制を強化するため、荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）の1日の療育定員の拡充等を行うとともに、令和6（2024）年10月には、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センターとしての機能の追加を行いました。

荒川たんぽぽセンターでは、地域の障害児通所支援の中核的拠点として、専門的な支援機能の強化や他の障害児通所支援事業所への支援・助言、関係機関との連携体制の強化を進めるなど、地域全体として療育力の向上を図ってきました。引き続き、子育て支援と障がい児支援とが双方向から緊密に連携し、地域全体で子どもと家庭を支える体制づくりを推進しています。

さらに、発達障がい児とその家族を対象とした専門相談、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業を推進し、家族支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援を強化し、障がいの有無にかかわらず地域でともに育つ地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。

② 特別な支援を要する児童等への対応

障がい等による特別な支援を要する子どもについては年々増加傾向にあり、各保育園・幼稚園・小中学校等における受け入れ体制の整備が求められています。

保育所等においては、特別支援の必要な園児への保育を行う保育士に対し、保育相談専門員が園児の身体面・心理面への相談・助言を行うサポート体制を整えています。

区立幼稚園・小中学校では、区独自のスクールカウンセラー（心理専門相談員）を配置して定期巡回相談を実施し、子どもや保護者へのカウンセリング、対象児童生徒の行動観察、教職員へのコンサルテーションを行うことで子どもや保護者の悩みの早期解消に努めております。一方で、就学相談等を含めた相談内容の多様化・複雑化に伴い、より専門的な相談対応が求められていることから、具体的な相談事例を活用した研修等を実施し、心理専門相談員の資質向上を図ることで、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を一層強化していきます。

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが互いに理解し、尊重し合いながら地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に向けた支援体制の充実・強化を図っていきます。

（２）該当施策

４－（1）障がい児支援の充実
４－（2）障がい児の保育・教育

（３）主な関連事業

事業名	内容
保育所等訪問支援事業	保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対する支援及び保育所等の職員に対する支援方法の指導・助言などの専門的な支援を行います。
特別な支援を要する園児・児童等の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園・区立学校等において、特別な支援を要する園児・児童等に対して、障がい等に応じた保育・教育を実施しています。



第５節　【基本方針５】障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

（１）①　就労支援の強化

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、区民や事業者への普及啓発、合理的配慮に関する理解促進、バリアフリー環境の整備などにも取り組み、障がいの有無にかかわらず互いに尊重し合える地域づくりを推進しています。こうした取組により、障がいのある方の社会参加や自立した生活を支える基盤整備を一歩ずつ進展させています。

区では、荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）等と連携して、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターによる相談支援や就労支援を実施するとともに、就労移行支援、就労定着支援事業所等との連携を図り、障がい者一人一人の状況に応じた就労支援及び職場定着支援を推進しています。

また、地域生活支援事業の充実により、移動支援や日中活動の場の確保、意思疎通支援などを推進し、障がいのある方の就労支援を支える環境整備にも取り組んでいます。

就労を希望する障がい者の増加に対応するため、企業に対しては、障がい者雇用促進セミナーを開催し、障がい特性への理解促進や雇用環境の整備を支援していますが、今後も就労支援制度のさらなる周知や新たな制度を効果的に活用できる体制整備が必要です。

近年は、法定雇用率の引上げや障がい者雇用対象企業の拡大を背景に、一般就労を希望する方や「じょぶ・あらかわ」の登録者数は増加傾向にあります。また、多様な働き方への対応や、働きづらさを感じる方への相談支援など、就労支援に求められるニーズも多様化しているため、今後は、障がい者雇用の拡大や就労定着支援への対策がより必要となってきています。

障がい者が希望や能力に応じて働き、自分らしく地域で活躍できる就労環境の実現を目指し、「じょぶ・あらかわ」を核とした相談・就労・定着支援の充実により、区内の企業や事業所とも連携し、就労前から就労後まで切れ目のない支援体制を構築します。

また、関係機関との連携を強化しながら、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、働き続けられる環境を整備するため、就労支援の段階において、本人の希望や能力、適性にあった選択をアセスメントする就労選択事業所の区内設置に向けた取組を進めるとともに、就労継続支援事業所等における支援体制の強化などを通じ、安定した就労機会の確保に努めていきます。

② 18歳以上の地域の居場所づくり

区では、障害児通所支援等を利用する障がい児がライフステージの切れ目なく障害福祉サービスを利用できるよう、相談支援事業所、保育園・幼稚園、学校、児童相談所などの関係機関と連携しながら支援を行っています。

しかしながら、現状では「18歳の壁」と言われる高等学校や特別支援学校高等部等を卒業する際、これまで利用していた放課後等デイサービスなどの児童福祉サービスが受けられなくなる18歳以上の夕方の支援体制の確保が課題となっています。

区では、夕方以降の18歳以上の方の居場所づくりを目的として、障がい者地域生活支援施設等において日中一時支援事業を実施していますが、更なる受け皿の拡充を目指し、18歳以上の障がいのある方の日中のサービス終了後の時間帯における居場所づくりを行うことで、家族の就労支援やレスパイトの確保等にも資する事業の実施に向けた検討を進めていくとともに、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援体制の充実を目指します。

（２）該当施策

５－(1)生活介護・自立訓練・生活訓練等
５－(4)就労支援の強化

（３）主な関連事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業（じょぶ･あらかわ）	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
日中一時支援事業	障がいのある児童･生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。